新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 91 号
令和８年11月20日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　示
891　指定公金事務取扱者の変更の届出（地域政策課）
892　肥料の登録の失効（農産園芸課）
893　県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
894　道路の供用開始（道路管理課）
公　告
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）
公聴会の開催の中止（都市政策課）

告　示

◎新潟県告示第891号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第３項の規定により、指定公金事務取扱者から変更の届出があったため、同条第４項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和８年11月20日

新潟県知事　花　角　英　世

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称　一般財団法人地域総合整備財団
事務所の所在地　東京都千代田区麹町四丁目８番１号
２　指定公金事務取扱者が受託している公金事務に係る歳入等又は歳出
地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務及び徴収事務
３　変更事項　名称
（変更前）一般財団法人地域総合整備財団
（変更後）一般財団法人ふるさと財団
４　変更年月日
令和８年10月１日

◎新潟県告示第892号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

令和８年11月20日

新潟県知事　花　角　英　世

登録番号	新潟県生第418号
肥料の種類	蒸製骨粉
肥料の名称	大地の芽ぐみ 223号
保証成分量	窒素全量　2.0% りん酸全量　23.0%
その他の規格	該当なし

生産業者の名称及び住所	大日興産株式会社 佐賀県佐賀市巨勢町大字東西276番地３
有効期間	平成26年９月２日から令和８年９月１日

登録番号	新潟県生第420号
肥料の種類	肉骨粉
肥料の名称	大地の芽ぐみ 513号
保証成分量	窒素全量　　5.0％ りん酸全量　13.0％
その他の規格	該当なし
生産業者の名称及び住所	大日興産株式会社 佐賀県佐賀市巨勢町大字東西276番地３
有効期間	平成26年９月２日から令和８年９月１日

登録番号	新潟県生第424号
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	大地の芽ぐみ414号
保証成分量	窒素全量　　4.0％ りん酸全量　14.0％
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	大日興産株式会社 佐賀県佐賀市巨勢町大字東西276番地３
有効期間	平成31年２月１日から令和13年１月31日

登録番号	新潟県生第434号
肥料の種類	蒸製骨粉
肥料の名称	大日骨粉
保証成分量	窒素全量　　3.00％ りん酸全量　18.00％
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	大日興産株式会社 佐賀県佐賀市巨勢町大字東西276番地３
有効期間	令和７年７月17日から令和13年７月16日

登録番号	新潟県生第435号
肥料の種類	蒸製骨粉
肥料の名称	大日骨粉　粒
保証成分量	窒素全量　　1.00％ りん酸全量　23.00％
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	大日興産株式会社 佐賀県佐賀市巨勢町大字東西276番地３
有効期間	令和７年７月17日から令和13年７月16日

◎新潟県告示第893号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第１項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営東田沢

地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和８年11月20日

新潟県十日町地域振興局長

1　縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2　縦覧に供する期間

令和８年11月24日から令和８年12月21日まで

3　縦覧に供する場所

新潟県十日町地域振興局農業振興部ウェブサイト

4　その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア　この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ　また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

ウ　ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することはできなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第894号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和８年11月20日

新潟県知事　　花　角　　英　世

1　路　線　名　　県道　　大石吉水線

2　供用開始の区間

魚沼市堀之内字岩野3256番５から同市堀之内字岩野3259番２まで

3　供用開始の期日　　令和８年11月20日

公　　告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和８年11月20日

新潟県知事　　花　角　　英　世

1　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　フレスポ新発田

所在地　新発田市富塚三丁目12番13号　外

設置者　大和リース株式会社

2　届出の概要及び公告日

概　要　大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日　令和８年６月12日

３　意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

４　縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

５　縦覧期間

令和８年11月20日から令和８年12月20日まで

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和８年11月20日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　新村上ショッピングプラザ

所在地　村上市仲間町197番　外

設置者　イオンリテール株式会社　他１者

２　変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社永徳　代表取締役　永田　政義　新潟県村上市塩町４番５号

（変更後）株式会社永徳　代表取締役　本間　光浩　新潟県村上市塩町４番５号　他１者

３　変更年月日

令和７年12月12日　他

４　変更理由

小売業者の変更、出店、代表者の変更による

５　届出年月日

令和８年11月３日

６　縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、村上市地域経済振興課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

令和８年11月20日から令和９年３月20日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課　小規模企業支援係

電　　話　025－280－5235

Ｅメ ー ル　ngt050100@pref.niigata.lg.jp

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第５条の規定により、長岡都市計画都市再開発の方針の決定の素案についての公聴会の開催を中止する。

令和８年11月20日

新　潟　県

代表者　新潟県知事　　花　角　　英　世

１　中止となる公聴会の日時

令和８年11月27日（金）　午後６時30分から

２　中止となる公聴会の開催場所

ミライエ長岡　スタジオＡ・Ｂ

（新潟県長岡市大手通２丁目３番地10）